

質
問
QUESTION

町税の滞納解消施策は

回
答
ANSWER

強い覚悟をもって滞納 処分に取り組みます

〔会計管理者兼税務課長〕



おおひら ふみ お
大平 文雄

質問 令和3年度当初
予算の税収の歳
入に占める割合は、19
億2千7百万円と32・
7%となっています。
コロナ禍も1年半が過
ぎ、税収においても少
なからず影響を受けて

いると思われれます。
特に中小企業、小規
模事業者にとっては、
収入減は余儀なくされ
納税は一層厳しくなっ
ています。このような
状況下では、税金の滞
納額も増加する懸念が
あります。
令和2年度において
は、税の不納欠損額が
4百50万円、収入未済
額が7千5百万円と多
額になっており、今年
度はさらに滞納の増加
税減収は避けられない
と思われれます。
税の時効は5年です
が、

① 債権者の催告請求
② 差押えや仮処分
③ 債務者の承認
があった場合は時効は
中断となり、5年の時
効は存在しないに等し
いと考えられます。
そこで、今後一層厳
しい滞納解消に取り組

む必要があり、税務課
長の強い心意気を伺い
ます。
納税誓約書の締結や、
預金・給与の差押えな
ど、あらゆる手段を用
いて、時効の延長を図
り、徴収機会の確保に
努めます。町税収入は、
歳入予算で最も重要で、
その増減により予算全
体に大きな影響を及ぼ
すことを認識し、強い
覚悟を持って滞納処分
に取り組みます。

回答 直近5年間の町
税の歳入決算額
は、22億円前後で推移
していますが、令和3
年度は、当初調定額の
比較でも相当な減額と
なっていますので、歳
入決算額も、減額する
と見込まれます。
令和元年度に西濃県
税事務所へ職員を派遣
し、滞納処分について
の実務を積んだことで、
滞納額の減少に一定の
成果を挙げることがで
きました。今年度も7
月から半年間の予定で、
職員1人を派遣してい
ます。
税の公平性を確保す
るため、5年経過した
ことにより、安易に不
納欠損処分することは、
決して許されません。

